

★ 東海村から転出される方へ ★

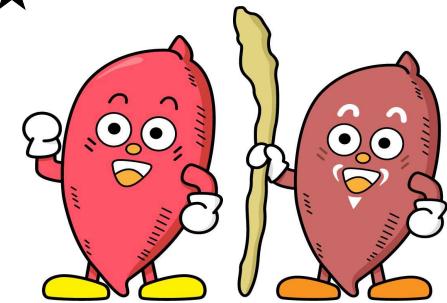
転入手続きについて

- * 新しい住所に住み始めてから14日以内に新住所地の市区町村の窓口で転入届をしてください。
(正当な理由がなく届出が遅れたときは、過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。)
- * 転入届出には次のものが必要です。
 - ①転出証明書(個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方は発行されません。)
 - ②マイナンバーが記載された「通知カード」または「個人番号カード」
 - ③届出人の身分証明書 ④印鑑 ⑤委任状(代理人が届出を行う場合、必要になることがあります。)

★ 転出にともなう手続き

東海村での手続き		窓口	転入先での手続き
個人番号カード 住民基本台帳カード をお持ちの方	有効期限まで継続して利用いただけます。ただし、転入先で継続して利用するためには転入先での手続きが必要です。 (公的個人認証制度による署名用電子証明書の交付を受けている方は、失効します。)	住民課 1番窓口	個人番号カードまたは住民基本台帳カードを持参してください。なお、本人が窓口に行けない場合には、転入先にあらかじめお問合せください。
印鑑登録をしている方	印鑑登録証をお返しください。 ※転出予定日の前日までに、印鑑登録証明書が必要な方は、印鑑登録証(カード)・転出証明書を添えて請求することができます。		必要な方は新たに登録の手続きをしてください。
国民健康保険に 加入している方	国民健康保険証等をお返しください。	高齢福祉課 3番窓口	新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療保険に 加入している方	後期高齢者医療保険証をお返しのうえ、負担区分証明書をお受け取りください。		負担区分証明書を持参し、新たに加入の手続きをしてください。
国民年金に 加入している方	特に届出の必要はありません。	税務課 8番窓口	国民年金手帳を持参し、手続きをしてください。
医療福祉マル福・マル特 を受けている方	〈県内転出の場合〉マル福・マル特医療受給者証をお返しのうえ交付状況証明書をお受け取りください。 〈県外転出の場合〉マル福・マル特医療受給者証をお返しください。		交付状況証明書を持参し、新たに手続きをしてください。 新たに手続きをしてください。
介護保険(65歳以上)に 加入している方	被保険者証の返却と保険料還付等の手続きがございます。また、認定を受けている方は、受給資格証明書をお受け取りください。	高齢福祉課 3番窓口	新たに登録の手続きをしてください。(認定者は受給資格証明書を持参)
軽自動車、オートバイ、 原付バイク、トラクター等を お持ちの方	原付バイク(125cc以下)、トラクター等の標識(東海村ナンバー)を持参し、廃車申告をして、廃車申告受付書をお受け取りください。	水道課 議会棟1階	廃車申告受付書を持参し、手続きをしてください。軽自動車、オートバイは担当機関で、住所変更手続きをしてください。
海外へ転出される方	納税管理人の手続きが必要となる場合がありますので、お話を聞きください。		特にありません。
水道利用者の方	使用中止の手続きをしてください。		新たに使用開始の手続きをしてください。

★ 続きが裏面にも書いてありますのでご覧ください。



東海村での手続き		窓口	転入先での手続き
児童手当を受けている方	受給事由消滅届を提出してください。		新たに手続きをしてください。
児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当住所変更届を提出してください。		新たに手続きをしてください。
母子父子家庭家賃助成を受けている方	受給資格喪失届出書を提出してください。		東海村独自の制度ですので、ご確認ください。
遺児福祉手当を受けている方	受給権喪失届を提出してください。	子育て支援課 4階	東海村独自の制度ですので、ご確認ください。
保育所・認定こども園を利用している児童がいる方	保育所退所届を提出してください。		新たに手続きをしてください。
幼稚園を利用している児童がいる方	各幼稚園で手続きをしてください。		新たに手続きをしてください。
多生児等育児支援を受けている方	特に届出の必要はありません。		東海村独自の制度ですので、ご確認ください。
小中学校に在学している児童・生徒のいる方	教育委員会での手続き後、今までの学校へ転出学通知書を持参し、在学証明書・転学児童(生徒)教科用図書給与証明書をお受け取りください。	学校教育課 4階	在学証明書・転学児童(生徒)教科用図書給与証明書を持参し、手続きをしてください。
安定ヨウ素剤を受け取った方	安定ヨウ素剤とチェックシートをお返しください。	防災原子力安全課 5階	
心身障害児(者)福祉手当を受けている方	資格喪失届を提出してください。		新たに手続きをしてください。
障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	障害福祉サービス受給者証をお返しください。(障害支援区分認定を受けている方は、認定証明書を発行いたします。)		新たに手続きをしてください。(支援区分認定者は、認定証明書を持参)
身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方	特に届出の必要はありません。	障がい福祉課 総合支援センター (なごみ) (287-2525)	手帳と印鑑を持参し、手続きをしてください。
特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当を受けている方	特に届出の必要はありません。		住所変更の手続きをしてください。
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	特に届出の必要はありません。		必要なものを確認のうえ、手続きをしてください。
自立支援医療受給者証をお持ちの方	特に届出の必要はありません。		必要なものを確認のうえ、手続きをしてください。

- ◇ 転出証明書の記載事項が、変更になったとき…そのまま転入先で変更事項を申し出て、転入届をしてください。
- ◇ 転出証明書を紛失したとき…身分証明書・印鑑を持参し、住民課に申し出てください。
- ◇ 転出を取り消すとき…転出証明書・身分証明書・印鑑を持参し、転出取り消しの届出をしてください。
転入先での手続き場所・方法等の詳細は、その市區町村の窓口にお問い合わせください。

〒319-1192
茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
東海村役場
TEL029-282-1711(代表)